

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成18年岩手県監査委員告示第22号、第24号、第25号、第28号及び第31号並びに平成19年岩手県監査委員告示第1号及び第2号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月6日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

教 企 第 620 号
平成19年1月25日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩 手 県 教 育 委 員 会

監査の結果に対する措置について

平成18年9月29日付け岩監第48号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) スポーツ健康課

業務委託契約の締結に当たり、理由なく契約保証金を免除しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 平成18年度契約分から、契約保証金を徴収するとともに、契約書にも関係条金を盛り込み、適正に処理を実施している。今後は、契約事務のチェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

〔措置通知書〕

医 管 第 398 号
平成19年1月26日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

監査の結果に対する措置について

平成 18 年 7 月 31 日付け岩監第 31 号及び平成 18 年 8 月 28 日付け岩監第 36 号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 岩手県立釜石病院

ア 改修工事の執行に当たり、契約締結前に工事を行い、工事完成後に契約書を作成しているものが 1 件、1,575,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 扶養親族の一斉確認に当たり、支給要件を確認していないものが 4 件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立宮古病院

ア 不動産使用料の徴収に当たり、調定をしていないものが 2 件、30,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 扶養手当の認定に当たり、扶養親族の要件を確認していないものが 1 件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立久慈病院

扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、82,600 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立二戸病院

物品購入の随意契約に当たり、予定価格を超えて契約を締結しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 岩手県立中央病院

勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 1 件、44,249 円及び支給すべき金額より多く支給しているものが 2 件、86,441 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県立大船渡病院

私用電話料の未収金に係る債権管理に当たり、債権管理簿が作成されていないほか、回収のための手続きが執られていないものが 17 件、38,765 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 岩手県立釜石病院

ア 今後、規則・規程を再確認するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

イ 平成 18 年 6 月 14 日までに、4 名に必要な書類を提出させ確認を行い、認定要件に変更ないことを確認した。

なお、今後は規則・規程を再確認するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

(2) 岩手県立宮古病院

ア 調定すべき 2 件、30,000 円について、直ちに調定し、平成 18 年 6 月 7 日までに収納を完了した。

なお、今後は請求もれのないよう適正な事務処理に努めることとした。

イ 扶養親族の要件を確認すべきものについて、認定要件を確認する書類が存在しないことから、平成 18 年 6 月 23 日に全額返納処理した。

なお、今後の扶養認定事務においては、必要書類で確認し、適正な事務処理に努めることとした。

(3) 岩手県立久慈病院

支給すべき金額より多く支給していたものに係る差額 82,600 円について、平成 18 年 7 月 10 日に返納処理した。

なお、今後は、係内での複数人によるチェックを行い、再発防止に努めることとした。

(4) 岩手県立二戸病院

今後、予定価格、見積書及び契約書の確認時に複数の職員で確認することにより、チェック体制の強化に努めることとした。

(5) 岩手県立中央病院

支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額 44,249 円を平成 18 年 5 月 31 日に追給処理し、また、支給すべき金額より多く支給していたもの 2 件に係る差額 86,441 円を平成 18 年 8 月 1 日までに返納処理した。

なお、今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

(6) 岩手県立大船渡病院

直ちに債権管理簿を作成し、また、未回収収に努め平成 18 年 6 月 2 日までに全額収納を完了した。

なお、今後は、適正な事務の執行及びそのチェックの強化に努めることとした。

[措置通知書]

県 整 第 374 号

平成 19 年 1 月 29 日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成 18 年 8 月 28 日付け岩監第 36 号及び平成 18 年 9 月 29 日付け岩監第 48 号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 平成 18 年 8 月 28 日付け岩監第 36 号に係るもの

① 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

一般国道 284 号砂子田の 3 地区道路改良舗装工事の執行に当たり、設計変更の誤りにより設計額が過少に積算されているものが 1 件、984,900 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

② 大船渡地方振興局土木部

ア 役務費及び公課費の支出に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後、相当期間経過してから資金前渡精算書を提出しているものが 8 件、198,320 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 収入証紙収納額の翌月報告に当たり、報告すべき金額を少なく報告しているものが 3 件、145,000 円及び報告すべき金額を多く報告しているものが 3 件、40,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

③ 久慈地方振興局土木部

負担金の支出に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後、精算手続がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 平成 18 年 9 月 29 日付け岩監第 48 号に係るもの

① 建築住宅課

報酬の支給に当たり、支出負担行為をしなかったため支払いがなされていないものが 1 件、40,000 円あったので、適正な

事務の執行に努められたい。

② 県南広域振興局土木部

収入証紙収納額の報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが1件、90,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 平成18年8月28日付け岩監第36号に係るもの

① 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

設計変更時の積算条件入力に誤りにより生じたものであるが、複数職員によるチェック体制の強化や積算条件入力リストの設計書添付を行い、精算事務を今まで以上に強化し、再発防止に努める。

② 大船渡地方振興局土木部

ア 資金前渡年月日、精算報告期限、資金前渡精算報告年月日等を内容とした資金前渡精算報告一覧を作成し、精算報告の処理状況が随時確認できるように改めるとともに、資金前渡精算書は、支出命令者の決裁を経て出納機関に提出するよう是正し、再発防止に努める。

イ 収入証紙収納額報告について、毎月の報告に際し、集計表(補助簿)と収入証紙原本との照合を行うとともに、4半期ごと及び出納整理期間内には報告額について確認を行い、再発防止に努める。

③ 久慈地方振興局土木部

平成18年6月22日資金前渡精算書を作成し、精算の手続を行った。今後は、資金前渡精算書確認リストにより事務の進捗状況を常に確認し、再発防止に努める。

(2) 平成18年9月29日付け岩監第48号に係るもの

① 建築住宅課

未支出分40,000円については、支出手続を行い、平成18年7月7日に支出した。今後は、審査会等開催伺い時に、報酬等の支出負担行為を行うとともに、チェックシート等により総括主査がチェックを行うことにより、再発防止に努める。

② 県南広域振興局土木部

月例報告に際しては、起案文書に補助簿の写しを添付し、申請件数及び金額に誤りがないか課内で職員が相互に確認することにより、再発防止に努める。

[措置通知書]

教 企 第 630 号

平成19年2月2日

岩手県監査委員 中 平 均 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県教育委員会

監査の結果に対する措置について

平成19年1月26日付け岩監第82号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 花巻教育事務所

扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、37,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

- (1) 上記については、扶養親族の対象となる子の認定に誤りがあったため、支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額37,000円を、扶養手当については平成18年12月15日に、期末手当については平成19年1月15日に支給し、該当中学校長及び所管する教育委員会教育長に対し、適正な事務の執行について指導を行った。

[措置通知書]

県 整 第 387 号

平成19年2月6日

岩手県監査委員 中 平 均 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成18年8月28日付け岩監第36号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 県南広域振興局一関総合支局土木部

行政文書の管理に当たり、ファイル管理簿が作成されていないことから、文書管理が適切に行われていないので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 県南広域振興局一関総合支局土木部

ファイル管理簿については作成した。今後は、ファイル管理簿を活用し、行政文書の適正な管理に努めていく。

[措置通知書]

地 企 第 606 号

平成19年2月9日

岩手県監査委員 中 平 均 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊池 武利 様

岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県知事 増田 寛也

監査の結果に対する措置について

平成18年8月28日付け岩監第36号及び平成18年9月29日付け岩監第48号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 平成18年8月28日付け岩監第36号に係るもの

① 県南広域振興局北上総合支局地域支援部

事務用品単価契約に係る契約保証金の管理に当たり、還付していないものが1件、63,562円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

② 県南広域振興局一関総合支局地域支援部

行政文書の管理に当たり、ファイル管理簿が作成されていないことから、文書管理が適正に行われていないので、適正な事務の執行に努められたい。

③ 大船渡地方振興局企画総務部

期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、157,247円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 平成18年9月29日付け岩監第48号に係るもの

県南広域振興局総務部

勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、34,682円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 平成18年8月28日付け岩監第36号に係るもの

① 県南広域振興局北上総合支局地域支援部

契約保証金63,562円を平成18年6月8日に還付した。今後は、チェック体制を一層強化し、再発防止に努める。

② 県南広域振興局一関総合支局地域支援部

未作成であった平成16年度及び平成17年度のファイル管理簿を作成し、行政情報サブセンターに配架するとともに文書事務支援データベースに登載した。今後は、当該年度終了後速やかに作成するよう努める。

③ 大船渡地方振興局企画総務部

支給すべき額より多く支給していたものに係る差額157,247円を平成18年7月24日に返納した。今後は、チェック体制を一層強化し、再発防止に努める。

(2) 平成18年9月29日付け岩監第48号に係るもの

県南広域振興局総務部

支給すべき額より多く支給していたものに係る差額34,682円を平成18年8月18日に返納した。今後は、チェック体制を一層強化し、再発防止に努める。

[措置通知書]

平成19年 2月13日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

随時監査の結果に対する措置について

平成18年11月30日付け岩監第67号により提出のありました随時監査の結果に関する報告について、下記のとおり措置しましたので、通知します。

記

1 報告内容

(1) 監査の結果

平成17年度一般会計歳入歳出決算に関し、平成18年3月31日に岩手県歳入歳出決算書中第3款民生費中の第1項社会福祉費と同第3項児童福祉費の間で、予算に定められていない10,045,000円の項間流用が行われていたものを平成18年10月19日に第3款民生費中の第3項児童福祉費の節間流用に修正した事実を確認した。

(2) 審査意見

平成17年度岩手県歳入歳出決算に関し、不適正な歳出予算の流用から、平成18年10月決算特別委員会の決算審査途上において、決算書等の修正に至ったことは極めて遺憾である。

今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等を遵守し、予算の厳格な管理のもとに、再びこのような事態が生じないよう厳正に執行する必要がある。

2 措置内容

(1) 予算システムにおける予算配当登録について、システム改善により予算に定められていない項間流用があった場合のエラーチェック機能を追加し、再発防止に努めることとした。

(2) 「保健福祉部ヒヤリハット集」を作成し、事務全般についてミスが発生しそうな事例を保健福祉部全体で認識し、相互に現在の事務処理が本当に適正なのかを再度チェックしあう体制づくりをする等、再発防止に努めることとした。

[措置通知書]

農 林 水 第 437 号

平成19年 2月14日

岩手県監査委員 中 平 均 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

監査の結果に対する措置について

平成19年1月26日付け岩監第82号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

岩手県農業研究センター

生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが3件、270,847円あったので、適正な事務執行に努められたい。なお、当該売払代金に係る監査調書において、各月・各販売品目の売払金額が、実態と大きく乖離しているなど、適切に売払金額を把握していると認め難い状況にあったので今後留意されたい。

2 措置内容

今後は、適切な生産物売払業務の把握に努めるとともに、業務フローを作成し、複数職員による進行管理の徹底を図り、再発防止に努める。

[措置通知書]

総 務 第 975 号

平成 19 年 2 月 20 日

岩手県監査委員 中 平 均 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成18年12月27日付け岩監第75号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

岩手県名古屋事務所

交際費の支出に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後、相当期間経過しても精算手続がなされていないものがあって、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

岩手県名古屋事務所

平成18年10月3日に資金前渡精算を行った。

今後、適正な事務処理について職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。